



# 【公民館利用団体判断基準】

以下の確認項目について、該当するほうへ○印をしてください。  
少しでも判断に迷う場合は、公民館へ必ずご確認ください。

| 確認項目                                                                                                                                                                                                             | はい | いいえ |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-----|
| 営利活動を目的とした企業・会社組織・団体ですか？                                                                                                                                                                                         |    |     |
| 団体構成員に18歳未満の子どもはいますか？                                                                                                                                                                                            |    |     |
| 商品等の販売や契約を行いますか？ ★注1                                                                                                                                                                                             |    |     |
| 商品等の紹介や斡旋を行いますか？                                                                                                                                                                                                 |    |     |
| 会員等への勧誘を行いますか？                                                                                                                                                                                                   |    |     |
| 販路等の拡大を積極的に行うような紹介をしますか？                                                                                                                                                                                         |    |     |
| 特定企業の製品のみを紹介しますか？                                                                                                                                                                                                |    |     |
| 講師または企業が主導で生徒を集め、公民館を自らの事業拠点として広く宣伝し、定期的・継続的に使用しますか？                                                                                                                                                             |    |     |
| 自社製品を利用し、その製品を宣伝したり、試供品等の提供をしますか？                                                                                                                                                                                |    |     |
| 参加者へ個別の相談会を行いますか？                                                                                                                                                                                                |    |     |
| 過大な入場料を徴収しますか？                                                                                                                                                                                                   |    |     |
| 特定政党および政党に密接に関係する政治団体等による党員等に限定した自らの政治活動のための使用ですか？                                                                                                                                                               |    |     |
| 公職選挙法に規定する選挙での立候補受理前の選挙運動に伴う利用ですか？                                                                                                                                                                               |    |     |
| 宗教行為として、祝典、儀式、読経、写経、祝詞、賛美歌、宗教的信仰の表現行為を行いますか？                                                                                                                                                                     |    |     |
| 特定の宗教の宗教活動（布教、教化、宣伝、勧誘）を目的とした使用ですか？                                                                                                                                                                              |    |     |
| 特定の宗教団体・信者に限定した、自らの宗教に関する勉強会・講演会ですか？                                                                                                                                                                             |    |     |
| 公民館の名称を会場名以外で使用しますか？                                                                                                                                                                                             |    |     |
| チラシなどを作成し、集客を行いますか？                                                                                                                                                                                              |    |     |
| <p>★注1 以下の要件に該当する物品販売については、例外として許可する場合があります。<br/>必ず申請時にお申し出ください。<br/>許可をとらずに販売された場合には、以後の使用が許可できなくなります。</p> <p>＊活動を行う上で必要な材料、用具、教材等<br/>＊地域団体や公共団体、学校等の学習活動に付随する成果品<br/>＊大規模講演会等で、講演者や講演内容に関連する書籍や参考資料・参考商品等</p> |    |     |

★登録した使用内容以外で使いたい場合は、窓口にて別途許可が必要となります。  
必ずご相談ください。

- ☐社会教育法ならびに菊池市公民館の運営方針・使用基準に従って使用します。
- ☐登録内容に変更が生じた場合は、速やかに報告します。
- ☐公民館の責任に属する以外の問題が生じた場合は、公民館職員の指示に従い、一切の責任を負うことに同意します。

代表者